

特に定めた条項

1 支払限度額及び出来高予定額

令和8年度の支払限度額及び出来高予定額は、契約金額の64.3%とし、残額については令和9年度とする。

2 前金払

契約金額が200万円以上の場合は、契約金額の4割以内の前払金を支払う。ただし、令和8年度の前払金支払限度額は、前払金額全体の64.3%とし、令和9年度の前払金は、令和8年度における当該限度額に応じた出来高を確認した後支払う。

3 中間前金払

- (1) 中間前払金の額は、契約金額に10分の2の割合を乗じて得た額以内とする。ただし、令和8年度の中間前払金の支払限度額は、中間前払金額全体の64.3%とし、残額については令和9年度とする。
- (2) 各年度の中間前払金は、各会計年度の工事実施期間（令和8年度は着手日から令和9年3月31日まで、令和9年度は令和9年4月1日から完了日まで）の2分の1を経過し、かつ、工程表によりその時期までに実施するものとされている作業が行われ、各会計年度の進捗において要した経費が各会計年度末の出来高予定額（令和8年度は上記1に定める額、令和9年度は契約金額から上記1に定める額を控除した額）の2分の1以上に相当するものでなければ支払請求をすることができない。
- (3) 令和9年度の中間前払金を請求する前に契約金額が減額となった場合は、前払金及び中間前払金の合計額が、契約金額に10分の6の割合を乗じて得た額以内とする。
- (4) 各会計年度において中間前金払を行う前に部分払を請求した場合は、当該会計年度において中間前払金を請求することはできない。

4 部分払

各会計年度において中間前払金を請求した場合は、当該会計年度において部分払を請求することはできない。ただし、令和8年度末の既済部分の10分の9の範囲内の額（前金払及び中間前金払をしている場合にあつては、既済部分に係る前払金の額及び中間前払金の額の合計額を控除した額）について、部分払の請求をすることができる。